

(別紙4) 平成十五年三月環境省告示第十八号(土壤汚染対策法施行規則第五条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法)
)の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○平成十五年三月環境省告示第十八号(土壤汚染対策法施行規則第五条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法)
 (抄) (傍線の部分は改正部分)

改正		現行	
別表		別表	
特定有害物質の種類	測定方法	特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
セレン及びその化合物	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	セレン及びその化合物	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法	ふっ素及びその化合物	規格K0102の34.1に定める方法又は水質環境基準告示付表6に掲げる方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素及びその化合物	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	ほう素及びその化合物	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は水質環境基準告示付表7に掲げる方法

(略)	(略)	(略)	(略)
			法